

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景及び目的

すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が、平成18年に国際連合の総会で採択されました。日本は、平成19年に条約に署名し、条約の締結に向けて国内法の整備などを進めてきました。

平成23年には、障害者施策の基本となる事項を定めた「障害者基本法」が改正され、障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共に生きる社会（共生社会）を実現することなどを目的に、すべての障害者の社会参加の確保や、障害を理由とした差別の禁止などが盛り込まれました。

平成24年には、身体、知的、精神の3障害のサービスの一元化などを定めた障害者自立支援法が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）として制定され、共生社会の実現に向けて社会的障壁を除去することが理念として掲げられ、制度の狭間となっていた難病等が障害者・障害児の対象に加わりました。

平成25年には、障害のある人に対して不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮を行うことなどを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成28年から施行、同じく平成25年には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、雇用の分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務などが定められました。これらの法律の制定などを受け、日本は平成26年に、障害者の権利に関する条約を締結しました。

また、障害者総合支援法は、施行から3年後を目途に、障害福祉サービスの在り方などに検討を踏まえた見直しを行うとされていたことから平成28年に改正され、生活や就労に関する新たなサービスの創設などが盛り込まれました。同時に、「児童福祉法」が改正され、障害児に対する支援の拡充や障害児福祉計画の策定などについて定められました。

このような中、平成29年には社会福祉法が改正され、市町村の地域福祉計画を福祉分野における共通事項を定める上位計画として位置づけ、地域課題の解決のために必要な施策や体制の整備、各福祉分野を越えて取り組むべき事項などを記載することとされました。

豊能町では、平成12年3月に「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき障害者にやさしいまちづくりを進めるため、「豊能町障害者計画」を策定するとともに、障害福祉サービス等の実施計画として、障害者自立支援法や障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を策定し、障害者施策、障害児施策を総合的、計画的に推進してきました。

このたび、第5期豊能町障害福祉計画、第1期豊能町障害児福祉計画の計画期間が令和2年度をもって終了することから、障害福祉サービス・障害児福祉サービスの具体的な数値目標や施策等を定め、引き続き障害者施策、障害児施策を効率的・効果的に進めていくため、上位計画となる地域福祉計画の方向性を踏まえながら、新たな計画として本計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定する市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項に基づき策定する市町村障害児福祉計画を一体的に策定したもので、令和5年度を目標年度として、障害福祉サービス、障害児通所支援及び障害児相談支援の数値目標を中心に、その数値確保のための方策などを示す計画であり、障害者基本法第11条第3項に基づき策定する、障害者のための施策に関する基本的な計画である市町村障害者計画の実施計画に相当する計画として位置づけられています。

計画の策定にあたっては、上位計画である「豊能町総合計画」及び「豊能町地域福祉計画」に則したものとするとともに、「豊能町地域福祉活動計画」、「豊能町子ども・子育て支援事業計画」、「豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」等の各種計画と整合性を図るとともに、国の障害者基本計画や基本指針及び大阪府の障がい者計画等を踏まえて策定しています。

【参考】

○障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

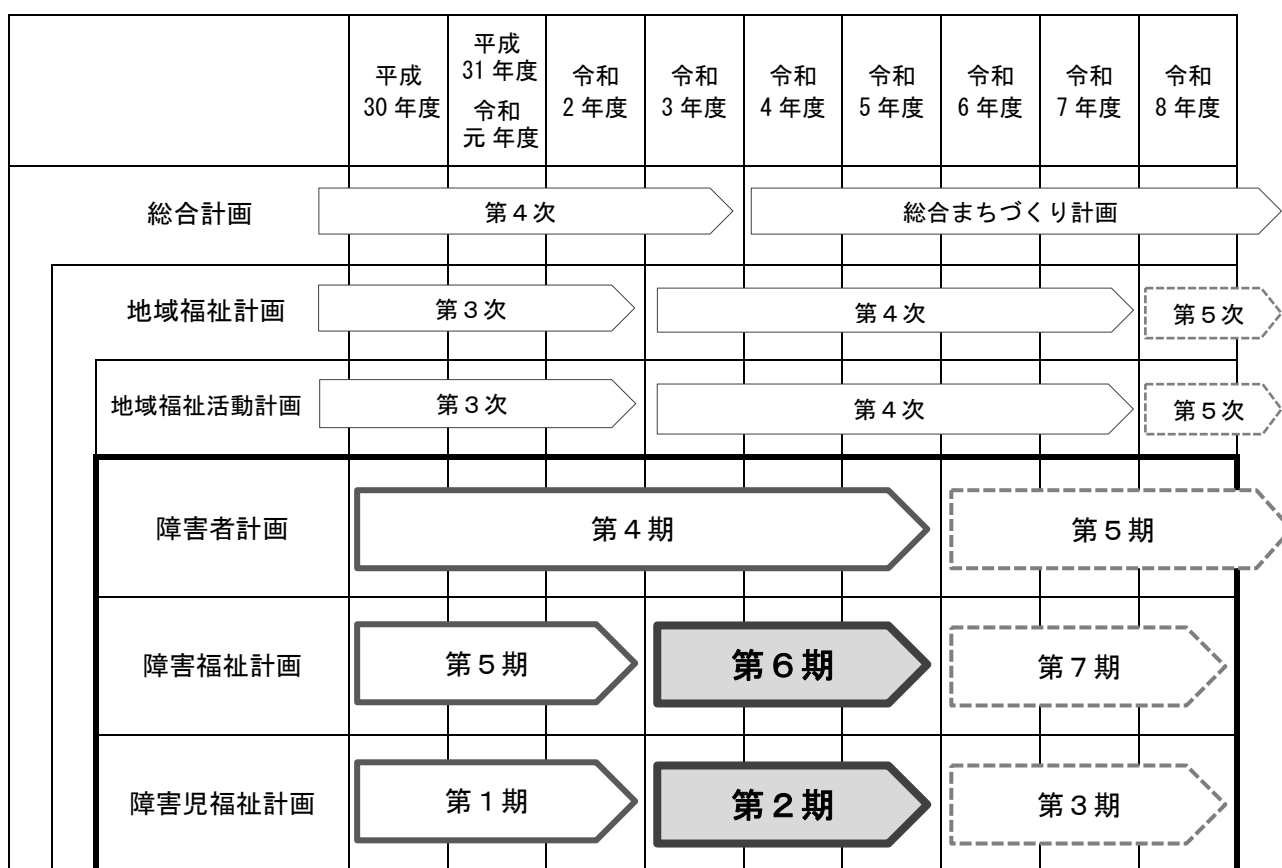
○児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第3節 計画の期間

障害者のための施策に関する基本計画である第4期の障害者計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間として策定しており、具体的な数値目標等を定める実施計画として今回策定する本計画は、令和5年度の目標達成に向けた第6期の障害福祉計画及び第2期の障害児福祉計画であり、計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

今後、国の動向に伴い、計画の根幹となる法律や制度等に大幅な変更が生じた場合には、適宜見直しを行うこととします。



第4節 計画策定の体制

(1) 策定委員会の設置

計画の策定にあたっては、学識経験者、障害者団体の代表者、保健・医療・福祉関係者、行政関係職員からなる「豊能町障害者計画等策定委員会」を設置し、計画の内容等について検討しました。

(2) 計画策定に関するアンケート調査及びサービス提供状況等照会の実施

今回の計画策定にあたっては、第4期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定時に実施したアンケート（障害者手帳所持者、障害福祉サービス利用者、障害児通所サービス利用者を対象）の結果を踏襲して策定しています。

また、障害福祉サービス等事業所に対しては、前回調査実施時以降の状況変化等についての情報を把握するため、町内及び近隣市町所在の事業所に絞り、今回改めてサービス提供状況等の照会を実施しました。

この結果においては、多くの事業所から、利用者の障害の重度化や、障害者本人及び家族の高齢化が進んでいること、その一方で、担当する職員の人材不足、人材の養成が課題と感じている、といった旨の回答を得ており、このことは、今後、施策を推進する上でも非常に大きな課題になってくると考えられます。

サービス提供状況等照会の実施概要

- 実施期間 令和2年9月7日（月）から9月30日（水）
- 対象 豊能町内及び近隣市町に所在し、平成31年度以降に豊能町民の利用実績がある障害福祉サービス等事業所
- 調査方法 郵送配布・郵送回収
回収数 60事業所（78事業所中）
回収率 76.9%
- 調査項目 事業所の概要
活動内容・サービスの種類、設立年月日、職員数、会員数・利用者数、
設立目的、現在の課題や問題点等、今後の方向性
障害福祉サービス等の実績及び今後のサービス提供意向
障害福祉サービス等の提供状況、今後の計画
その他、現在取り組んでいることや今後取り組んでいく予定のもの

(3) パブリックコメントの実施

計画の策定にあたっては、計画書案をホームページに掲載するとともに、本庁（1階行政情報コーナー）、吉川支所、保健福祉センター、図書館、中央公民館図書室で公表し、町民の皆様の考えや意見を広く募集するパブリックコメントを実施しました。

実施期間 : 令和3年1月22日（金）～2月22日（月）
意見提出 : 1名（意見件数 1件）

第5節 第4期障害者計画の基本的考え方

第4期豊能町障害者計画（計画期間：平成30年度から令和5年度）においては、次の3点を基本理念としています。これらの基本理念は、基本目標とあわせて第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画においても踏襲されるものです。

（1）基本理念

- 生涯におけるすべての段階において障害のある人の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念をもとに、人間尊重の視点に立った施策の推進により、住み慣れた地域社会で地域の一員としてあらゆる活動に参加・参画することができる共生社会の構築を目指します。
- 障害者福祉の制度が大きく転換していく中、障害のある人の潜在的ニーズを常に把握しながら、障害のある人が地域の中で、地域の人々とともに自立した日常生活を送り、障害のある人自身がその能力を十分発揮できるよう、支援体制の充実を図ります。
- 障害による日常生活や社会参加の困難さを、障害のある人自身の問題としてとらえるのではなく、学校や職場、地域社会など環境との関係から生じるものととらえ、個々の障害のある人の困難さを解消する多様な支援を目指します。

(2) 基本目標

基本目標①	自立に向けた体制づくり
--------------	--------------------

障害のある人が、個々の状況に応じた支援を通し、住み慣れた地域社会で地域の一員としてあらゆる活動に参加・参画することができるよう取り組みます。

障害児に対し、その能力を最大限に発揮できるよう、一人ひとりの障害の状況に応じた療育・教育の充実を進めるとともに、保護者への支援体制の整備、就学から卒業後の地域生活にいたる相談・支援等の充実に努めます。

また、障害者の社会的自立を促進するためには、生活の経済的基盤である職業的自立が基本となります。障害のある人の働く権利、自己実現、社会への貢献の観点から、可能な限り就労し、障害のある人が自己の能力を活用できるよう雇用・就労機会の充実を図ります。

療育・教育から、就労にいたるまで障害のある人の社会的自立の促進につながる総合的な取組みを推進します。

基本目標②	地域生活を支える体制づくり
--------------	----------------------

障害のある人やその介護者のニーズは、障害の種別・程度、年齢の違い等により、それぞれ異なり多様化しています。障害の早期発見・早期対応への取組み、保健・医療の充実等の生活支援の充実に努めます。

さらに、一人ひとりの障害の種別や程度、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの充実を図り、それらのサービス等を障害のある人が自らの意志で選択できる体制を整備します。

基本目標③	安全で快適なまちづくり
--------------	--------------------

障害のある人にとって住みよいまちをつくることは、すべての町民にとって住みよいまちをつくっていくことに他ならないという基本認識のもと、建築物や道路等における物理的な障壁（バリア）の除去を推進します。また、いざという時の安全を確保するため、防災・防犯対策の充実を進めます。

また、障害の有無に関わらず、主体的に社会参加ができるよう一人ひとりの適性に応じた社会参加機会の拡大を図るとともに、ボランティア活動等を促進し、心のバリアフリーを進めます。

さらに、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動等の機会の提供に努めます。